

4月から生活困窮者への支援制度が始まります

就職・住居・家計管理などをサポート

問い合わせ 福祉課 ☎72-8215

近年の雇用状況の変化から、さまざまな課題を抱えて生活困窮からの自立が困難となっている人が増加している現状を受けて、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うための生活困窮者自立支援制度が構築されました。

市は、生活困窮者自立促進支援モデル事業を北上市社会福祉協議会に委託し、26年10月から開設している「暮らしの自立支援センターきたかみ」を4月に施行される生活困窮者自立支援法施行に伴い本格実施します。

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります

生活に困りごとや不安を抱えている場合は「暮らしの自立支援センターきたかみ」にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します

離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人には、就職に向けた活動を行うことなどを条件に一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

就労準備支援事業

社会、就労への第一歩

「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就労が困難な人に6カ月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸し付けのあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。

※「住居確保給付金の支給」「就労準備支援事業」は、一定の資産収入に関する要件を満たしている人が対象です。各事業のほか、関係機関などと連携し適切な支援機関にもつながります。

<相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>

1 まずは相談窓口へ

相談支援員が相談に応じます。何らかの理由で窓口にお越しいただけない場合はご自宅に訪問します。

2 生活の状況を見つめる

生活の困りごとや不安を相談支援員にお話してください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて支援を行います。

3 あなただけの支援プランを作成

相談支援員は相談者の意思を尊重しながら自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、相談者の状況に合わせた支援プランを一緒に作ります。

4 支援決定・サービス提供

完成した支援プランは市や関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

5 定期的な確認

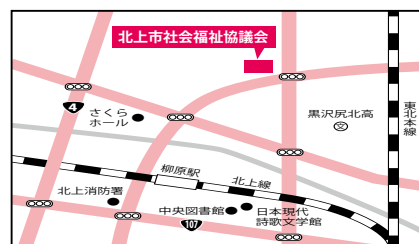
相談者の状態や支援の状況を相談支援員が定期的に確認し、支援プラン通りにいかない場合は再検討します。

6 真に安定した生活へ

困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか相談支援員が一定期間、状況を確認します。

<相談・問い合わせ>

暮らしの自立支援センター きたかみ
(北上市社会福祉協議会)
住所：常盤台2-1-63
電話：72-6074(直通)
ファクス：72-6075
電子メール：kurashijiritsu@mopera.net

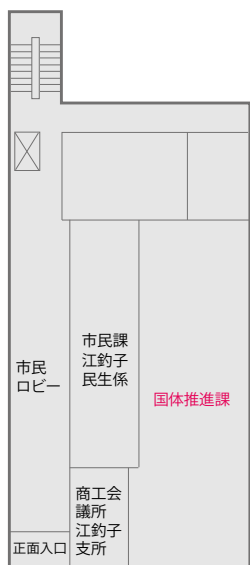


4月から市の組織を再編します

さまざまな行政需要に対応するため、市の組織を再編します。平成28年度に開催される国民体育大会に向けた準備などが本格化することを踏まえた組織体制の強化、医療介護総合確保推進法への対応、貴重な郷土資料の散逸防止への対応、シティプロモーションへの対応のためです。また、業務内容に合致した名称とするため、環境課の係名称を変更します。

<庁舎配置図(ただし変更箇所のみ)>

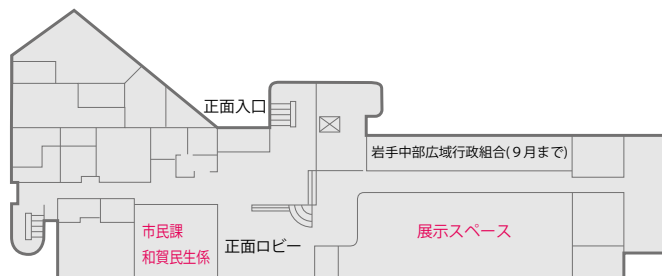
江釣子庁舎 1階



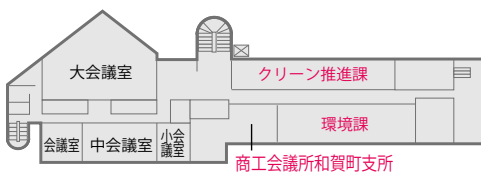
江釣子庁舎 3階



和賀庁舎 1階



和賀庁舎 3階



問い合わせ 政策企画課 ☎72-8224

選挙の「投票所入場券」が変わります

4月26日執行の北上市長選挙から、投票所入場券が変わります。

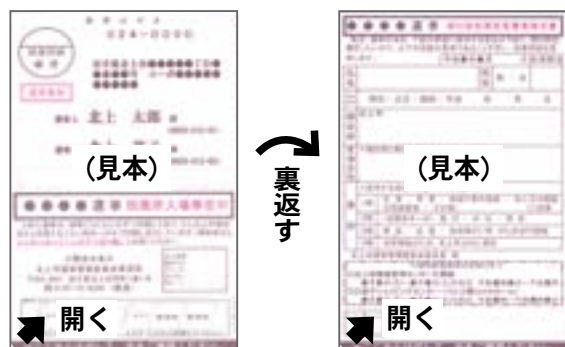
今までの入場券は個人ごとのハガキでしたが、今回の選挙からは、世帯ごとに選挙人2人分ずつを1枚のハガキにまとめてお送りします。例えば選挙人3人の世帯には2人分が1枚、1人分が1枚の計2枚お送りします。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎72-8234

三つ折りの圧着ハガキで、表と裏からそれぞれ開くと、内側が氏名の記載された入場券となっています。入場券が届いたら丁寧に開いて、ご自身の入場券をミシン目に沿って切り離してから、投票所にお持ちください。

なお、切り離した入場券の裏面は、期日前投票の宣誓書兼請求書となっています。

(開く前の状態)



(開いた後の状態)

